

# 意見陳述書

令和7年5月16日

原告まゆみ薬局株式会社代表取締役

山下吉彦

私は、原告まゆみ薬局株式会社代表取締役であり、福岡市で零売薬局「まゆみ薬局」を営んでおります、薬剤師の山下吉彦と申します。

本日は、厚生労働省の通知によって零売制度が事実上封じられていること、そしてその不合理さと社会的損失について、現場の立場からお伝えしたく、陳述の機会をいただきました。

零売とは、薬剤師が専門的判断に基づいて、処方箋のいない医療用医薬品を販売できる制度です。私の薬局では、処方箋をもらうために長時間病院の待合室で診察を待つことができない、働き世代や子育て中の親、高齢者などが、日常的にこの制度に救われています。また、多くの医療機関が平日日中しか診療を行っていない中、私の薬局のように夜20時まで営業しているような、零売はまさに医療アクセスの補完として機能してきました。

ところが、厚労省の通知では、「やむを得ない場合」にしか零売が認められないとされており、具体的な基準もなく、各地の薬局が行政の指導におびえながら運用してきたのが現実です。法律上、零売は禁止されておらず、これまで副作用の報告が一件もないにもかかわらず、通知というあいまいな行政解釈だけで、現場の判断が圧迫されてきました。

今回、薬機法の改正が行われ、今後は省令によって具体的な条件が定められる予定ですが、だからこそ今、この「通知による実質的規制」が司法の場で問われることには非常に大きな意味があると考えております。

国は、通知は現行の零売制度が長年にわたり安全に、かつ有効に運用されてきたにもかかわらず、その実績が十分に評価されないまま、通知一つで封じ込められている状況は、制度と現場の信頼関係を損なうものです。

また、零売は単に薬を渡す制度ではありません。薬剤師が症状・体調・既往歴を確認したうえで、適切に助言し、安全に提供するという専門性があってこそ成り立っています。この制度が閉ざされれば、薬剤師の職能は大きく制限され、社会に対して果たせる役割も著しく縮小します。国の答弁書では、当社の薬局の広告が通知に抵触する可能性を示唆しております。こちらは、通知を意識して、最低限の広告にとどめているにもかかわらず、このような指摘をされ、いつ行政指導が来るか、とても、怖い思いでいます。

私は今年、63歳になります。今回の法改正と通知の運用によって、店をたたむ覚悟もしています。しかし本当に訴えたいのは、零売が必要とされている人たちの声が、制度の外で置き去りにされているという事実です。

裁判官におかれては、ぜひ一度、零売薬局に通ってみてください。零売が、通知という行政手段によって制度が事実上失われてきた経緯と、その不当性をご理解いただき、現場の現実に即した、公正なご判断を切にお願い申し上げます。

以 上